

歩道乗入の承認基準

この基準は、歩道部分を出入り口として利用する場合の構造、規格、費用負担等を定めることにより道路交通の安全と円滑化を図ることを目的とする。〔この基準に基づく道路法24条申請(道路工事施工願)は、現況写真・現況図・計画図により承認する事を原則とする。〕

1. 乗入幅は乗入規格表(別表1)のとおりとする。
なお、乗入幅について、次に掲げる場合で周囲の状況から交通安全上特に支障ないと認められる場合は別途考慮することができる。
 - ・住宅等で、複数台の車両を道路に向かって並列に駐車する必要があると認められる場合。
2. 乗入口の構造は、別紙舗装構造図によること。
3. 乗入口は、原則として1箇所とするが、車両の出入りが繁雑であり、また道路の交通量等現地の状況により、1箇所では、困難をきたす場合は、2箇所設けることができるものとする。この場合、各出入口間の距離は6メートル(歩道内の民地側)以上離すこととする。
4. 工事に伴う費用は申請者が負担し、施工にあたっては「工事施工願」を提出すること。(根拠法令 道路法第24条、57条)
5. 次に掲げる箇所以外の箇所であること。
 - (a) 横断歩道の中及び前後5m以内の部分。
 - (b) トンネルの前後50m以内の部分。
 - (c) バス停留所、路面電車の停留所の中、但し停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。
 - (d) 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。
 - (e) 交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。)の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分、但しT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - (f) バス停車帯の部分。
 - (g) 橋の部分。
 - (h) 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - (i) 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、但し道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。
6. 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
7. 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔をとるものとする。
8. 官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置させること。
9. 乗入口以外の場所からの車両の出入りを規制するために原則として道路敷地と民地敷地の境界に柵又は縁石等を設置するものとする。ただし、民地側にへい等の施設を行う場合はこの限りでない。
10. 街路樹に切下げが及ぶ場合は、近隣に移植する事。やむえない理由により移植不可能な場合は、撤去する事ができる。

11. すでに承認を受けて設置した（規制された）乗入口を本基準に適合するよう改築する場合は、現場の状況に応じ本規格表の範囲内にて施工することが出来る。
- *) 自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自家用車が入り出すもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障のないと認められる場合は、5の（b）から（d）（f）は適用しないことができるものとする。
12. 不要になった既設乗入口については必ず閉塞すること。

別表1

乗入規格表

申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。

車両出入口規格表			
車種	使用目的例	最大乗入れ幅	
		1 箇所	2 箇所
乗用車・小型貨物自動車 (3.5 t以下)	個人車庫	4 m以下	
乗用車・小型貨物自動車・普通貨物自動車等 (6.5 t以下)	個人車庫(大型自動車、複数車両) モータープール、タクシー営業、倉庫、大型レストラン及び喫茶店	8 m以下	7 m以下
大型貨物自動車等 (6.5 tをこえるもの)	給油所、自動車ターミナル	12 m以下	8 m以下

1. 出入りする車種の最大のものを適用する。
2. 車種はいずれも単車(1台)の場合である。トレーラーまたは特殊な車両は出入りする箇所は別途考慮することができる。
3. 申請者の都合により乗入幅は上記の値より縮小することができる。
4. ドライブイン、給油所等でその間口の路面に面した部分が概ね70メートル以上あり、かつ大型車両の出入りが頻繁で真にやむを得ないものと認めた場合は、特例として最大幅12メートルを2箇所設置することができるものとする。
5. 小型貨物自動車とは、最大積載量3.5 t以下の自動車とする。

各種舗装構造及びマウントアップタイプの歩道切下げ構造については、別紙構造図を標準とする。

舗装の標準構成 (1/2)

路線によってはこれ以外の構造の場合があります

路盤に使用する碎石の最大粒径は、路盤厚の1/3以下とする。

	アスファルト舗装	透水性舗装
一般部	<p>再生密粒アスコン 再生粒調碎石 (RM-25) 路床</p>	<p>開粒度アスコン 再生碎石 (RC-30) フィルター層 (砂) 路床</p>
乗用車・小型貨物自動車 (3t以下)	<p>再生密粒アスコン 再生粒調碎石 (RM-25) 路床</p>	<p>開粒度アスコン 再生碎石 (RC-30) フィルター層 (砂) 路床</p>
乗用車・小型貨物自動車 (普通貨物自動車 6t以下)	<p>再生密粒アスコン 再生粗粒アスコン 再生粒調碎石 (RM-25) 路床</p>	<p>開粒度アスコン 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) フィルター層 (砂) 路床</p>
大型貨物自動車 (6tを超えるもの)	<p>再生密粒アスコン 再生粗粒アスコン 再生粒調碎石 (RM-25) 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) 路床</p>	<p>開粒度アスコン 再生粗粒アスコン 再生粒調碎石 (RM-25) 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) 路床</p>

舗装の標準構成 (2/2)

路線によってはこれ以外の構造の場合があります

路盤に使用する碎石の最大粒径は、路盤厚の1/3以下とする。

	インターロッキング・平板ブロック等の舗装	コンクリート舗装
一般部	<p>平板ブロック等 空モルタル 又は 砂 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) 路床</p>	<p>コンクリート (18N/m2) 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) 路床</p>
乗用車・小型貨物自動車 (3.5t以下)	<p>平板ブロック等 空モルタル 又は 砂 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) 路床</p>	<p>コンクリート (18N/m2) 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) 路床</p>
乗用車・小型貨物自動車 (普通貨物自動車 6.5t以下)	<p>平板ブロック等 空モルタル 又は 砂 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) 路床</p>	<p>コンクリート (18N/m2) 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) 路床</p>
大型貨物自動車 (6.5tを超えるもの)	<p>平板ブロック等 空モルタル 又は 砂 再生粗粒アスコン 再生粗粒アスコン 再生碎石 (RC-25 又は RC-30) 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) 路床</p>	<p>コンクリート (18N/m2) 再生碎石 (RC-30 又は RC-40) 路床</p>

大型車乗入部 (6.5t以上) の箇所については、平板ブロックの耐久性を検討した上で使用すること。

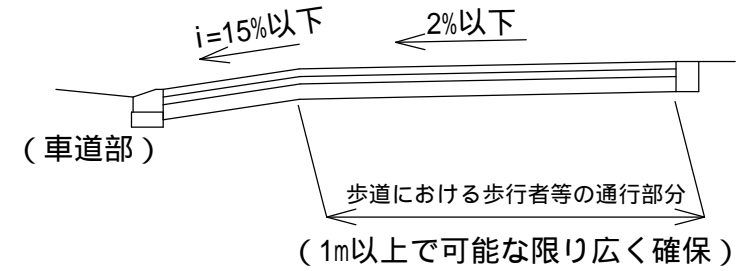
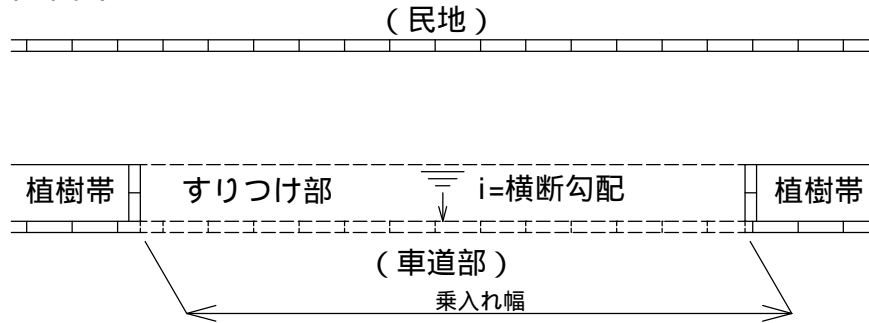
コンクリート舗装については、ホウキ目仕上げを標準とする。

歩道の切下げ構造

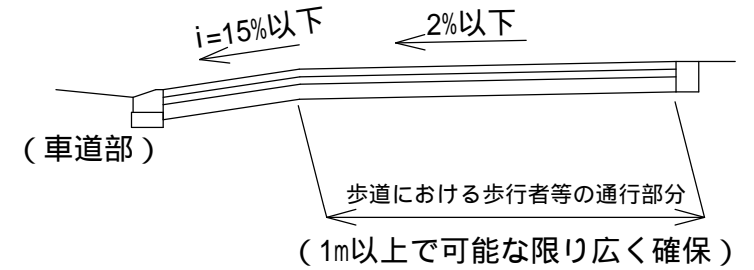
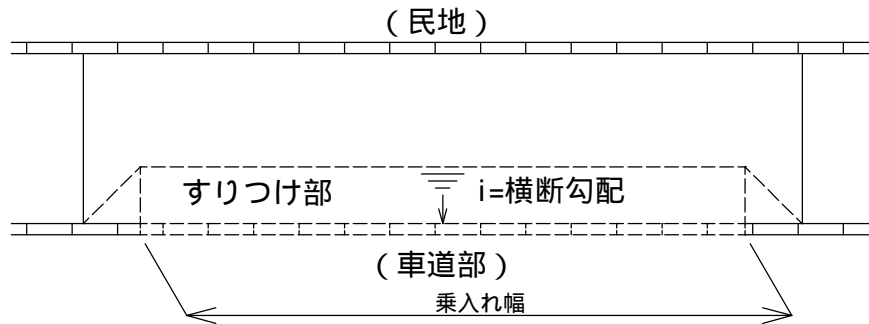
マウントアップタイプ

< 歩道幅員が十分にある場合 >

・ 植樹帯あり



・ 植樹帯なし



< 歩道幅員が狭い場合 >

